

制度改革評価小委員会の設置について（案）

平成19年10月3日

1. 設置の趣旨

我が国では、これまで数次にわたりガス事業制度改革が行われてきたところであるが、今後のガス事業制度改革のあり方を検討するにあたっては、これまでの制度改革の評価・検証を行うことが必要である。このため、学識経験者から構成される「制度改革評価小委員会」を総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の下に設置することとする。

2. 主な審議事項

① 政策目標の達成状況の評価・検証

これまでのガス事業制度改革を通じて、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の政策目標がどのように達成されているかについての検討

② 個別制度改革の評価・検証

ガス料金制度（規制料金・託送料金）、ガス導管・LNG基地の第三者利用の促進に関する制度（託送供給制度等）、効率的なガス導管網整備形成のための諸制度、簡易ガス事業制度などに関する個別の制度改革がどのような結果をもたらしているかについての検討

3. 委員

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 委員長 | 山内 弘隆 | 一橋大学大学院商学研究科長 |
| 委員 | 大橋 弘 | 東京大学大学院経済学研究科准教授 |
| | 草薙 真一 | 兵庫県立大学経済学部准教授 |
| | 土佐 和生 | 甲南大学法科大学院・法学部教授 |
| | 土門 晃二 | 早稲田大学社会科学部教授 |
| | 松村 敏弘 | 東京大学社会科学研究所准教授 |

（敬称略・五十音順）

4. 今後のスケジュール（予定）

- 本年10月中下旬に第1回を開催。その後、月1回程度の頻度で開催。
 - ・ 年内、2回程度開催し、事業者ヒアリングを実施。
 - ・ 年明けより本格的議論を実施。
- 平成19年度末を目途に小委員会でとりまとめを行い、その後、都市熱エネルギー部会へ報告。

【参考1】

ガス事業制度改革の評価・検証項目について（案）

I. 政策目標の達成状況の評価・検証

これまでのガス事業制度改革の政策目標である、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保の達成状況を評価・検証する。

1. 「需要家利益の確保・最大化」

- ガス料金の状況(推移、変化の要因、内々・内外価格差の状況等)、小売自由化範囲における需要家の供給者選択肢の状況、需要家保安の確保の状況 等

2. 「効率的・安定的なガス供給体制の整備」

- 原料調達の確保の状況、今後の見通し、我が国のガス供給インフラ(ガス導管網、LNG 基地等)の整備状況、ガス卸市場の状況 等

3. 「公正な競争の確保」

- ガス市場への新規参入の状況、ガス体エネルギー間の競争(一般ガス、簡易ガス、LPガス)、ガス体エネルギー・他エネルギー(電気、石油製品)間の競争の状況 等

II. 個別制度改革の評価・検証

これまでのガス事業制度改革を通じて措置してきた個別の制度について、ガス事業を巡る様々な環境変化を踏まえつつ、制度導入時の目的に照らして十分に機能しているかを評価・検証する。

1. 託送供給制度（ガス導管の第三者利用の促進に関する制度）

- 託送供給約款の策定・届出・公表、情報開示、行為規制(情報遮断、会計分離、差別的取扱いの禁止) 等

2. ガス料金制度（規制料金・託送料金制度）

- 規制料金・託送料金算定ルール、情報公開、原料費調整制度 等

3. 効率的なガス導管網形成のための諸制度

- ガス導管事業制度、導管投資インセンティブに関する諸制度 等

4. LNG基地の第三者利用を促進するための諸制度

- 基地利用要領等の作成、設備余力に関する情報開示 等

5. 簡易ガス事業制度

- 事業規制、料金規制 等

【参考2】

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月閣議決定) <抜粋>

② ガス事業分野

ア ガス事業における自由化範囲の拡大

平成19年4月から、ガス事業分野の小売自由化範囲が10万m³以上の需要家まで、拡大する予定であり、10万m³未満の家庭用を含む需要家までの拡大については、自由化範囲の拡大の検証等を踏まえ、時機を逸すことなく結論を得る。

ガスの平均販売単価はここ数年低下傾向にあるものの、国際的な比較においては割高感が否めない状況にあることや、内々価格差が存在することから、需要家の選択肢が実効的に確保される方策等、必要な措置を講ずる。

10万m³未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等に関する検討については、平成19年度の10万m³以上までの自由化範囲の拡大を受けて、速やかにその実施状況の十分な評価を行い、全面自由化の在り方等について、その課題を明らかにする。【平成19年度評価開始】(Ⅲエネ イ①)

イ 託送制度等の見直し

ガス事業分野における競争を促進するためには、託送供給制度の充実・強化が不可欠である。このためガス導管網の整備とその有効利用の促進について、引き続き効果的な措置を講ずる。

1時間同時同量制度については、平成19年度から拡大される10~50万m³の範囲の需要家を対象に簡易な同時同量制度の導入が予定されているが、当該措置が適正な運用となるよう注視する。それ以外の範囲の需要家への託送供給についての簡易な同時同量制度については、19年度からの制度導入の実施状況の評価を踏まえ、検討する。【必要に応じ逐次措置】(Ⅲエネ イ②a,b)

また、託送料金については、制度の運用実績を踏まえ、適正な算定方法の在り方等について、引き続き検討する等、一層の透明性の確保に努める。その際、託送料金に算定される気化・圧送コストなどの取扱いについても、19年度からの簡易な同時同量制度の影響、気化・圧送設備の運用・取扱いの実態等に関する検証を行い、必要に応じ適宜措置する。【逐次措置】(Ⅲエネ イ②c)

さらに、新規導管を設置する場合の利益阻害性判断基準については、19年度からの自由化範囲拡大の十分な評価を踏まえつつ、既存導管網の効率的な運用という観点も踏まえ、引き続き検討する。【逐次措置】(Ⅲエネ イ②d)

また、保安責任についても平成19年度から比較的小規模な需要家まで対象が拡大されるが、大口ガス事業への参入を円滑化する観点からも、保安業務の受託に係る一般ガス事業者の対応をフォローアップし、実質的な参入障害が生じている場合には、適正取引ガイドラインに位置付けることも含め、適切な対応を検討する。【逐次検討開始】(Ⅲエネ イ②e)